

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画道路事業三・五・一・二号 小島中通り線

三 事業施行期間

平成二十七年七月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県本庄市小島一丁目、二丁目、四丁目及び小島五丁目地内

ロ 使用の部分

なし